

## ○公費負担医療費

### ・概要

- (1) 公費負担医療の認定を受けている場合は、医療機関等の窓口負担額の全額又は一部が免除され、給付の調整が行われる。主な公費医療助成には、老人医療、乳幼児医療、特定疾病医療、心身障害時医療、母（父）子家庭医療等がある。

### ・関係法令等

- (1) 地方公務員等共済組合法第42、53、54、62条

### ・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
公費負担医療費	後期高齢者医療制度	市町村（本人）	(1) 75才以上又は65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方 ※ 平成20年4月以降に75歳を迎える方は、市町村への届出は必要なく、75歳になった時点で自動的に加入する
		本人	(1) 診療を受けるときに「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関に提示する (2) 保険料については、原則所得に応じて年金から保険料が徴収される。ただし、年金額が一定の額に満たないときは、年金からの徴収は行われない (3) 医療機関での窓口負担は所得に応じて1割から3割の負担 (4) 特定疾病は1月の負担限度額1万円（人工透析、血友病等）
	福利課	(1) 公費負担医療費受給者報告書 ※ 65歳以上75歳未満で「寝たきり老人等」の認定を受けた場合のみ報告する  添付書類 * 受給者証又は手帳の写し	
出産等により乳幼児医療該当のとき	市町村（本人）	(1) 乳幼児医療受給資格登録申請書（印鑑、通帳、組合員証を持参） ※ 証明欄の記入「附加給付なし」 ※ 0歳児から6歳（小学校入学前）までの乳幼児が対象になるが、市町村により対象年齢が異なるので注意すること (2) 受給助成申請（医療機関等から発行された受領証明書） ※ 医療費は、受給該当者が直接市町村に請求し、受領すること（市町村により手続きが異なる場合あり）	
		福利課	(1) 乳幼児（児童）医療費助成報告書 ※ 県外居住者及び所得制限適用者のみ提出  添付書類 * 助成を受けている場合は、受給者証の写し * 所得制限等により助成が受けられない場合は、その旨が明記された市町村発行の通知書等の写し

事項	処理時期	手続先	手 続 内 容
公費負担医療費	母子家庭医療助成制度に該当したとき	市町村（本人）	<p>(1) 母子家庭医療費受給資格者(更新)登録申請書 (所得証明書、住民票、児童手当受給に関する証書を持参)</p> <p>※ 1年更新(申請から最初に到達する6月末日まで)なので引き続き該当する場合は、6月末日まで更新申請する</p> <p>※ 住民税所得割非課税の母子家庭の母及び18歳未満の子並びに父母のいない18歳未満の子(所得制限有)が該当する</p>
		福利課	<p>(1) 公費負担医療費受給報告書</p> <p>添付書類 * 受給者証の写し</p>
	重度心身障害者に該当したとき	市町村（本人）	<p>(1) 重度心身障害者医療助成受給資格者証交付申請書 (身体障害者手帳、印鑑、組合員証を持参)</p> <p>※ 重度心身障害者とは、身体障害者手帳1級又は2級及び療育手帳Aの所持者をいう(3級又はBも対象となる市町村あり)</p> <p>※ 診察を受けるときは、組合員証又は組合員被扶養者証を提示する</p>
		福利課	<p>(1) 公費負担医療費受給報告書</p> <p>添付書類 * 受給者証の写し</p>
	被扶養者が施設に入所したとき	県（本人）	<p>(1) 受診券の交付を受ける(施設入所に伴い、県から交付される)</p> <p>※ 施設入所者とは、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設並びに精神薄弱者福祉法第16条に規定する精神薄弱者援護施設に入所した者をいう</p> <p>※ 診察を受けるときは、組合員証と受診券を両方提示する</p>
		福利課	<p>(1) 公費負担医療費受給報告書</p> <p>添付書類 * 受給者証の写し</p> <p>※ 施設を退所したらすみやかに連絡する</p>

以 下 余 白